

地域密着型サービス

R6年度報酬改定のポイント
指摘の多い事項・留意事項



①感染症の予防及びまん延防止のための措置

指針と感染症BCPの違い

②感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)

(1)策定 (2)研修 (3)訓練

③虐待の防止

高齢者虐待の防止に関する措置について、減算の適用

④身体的拘束等の適正化の推進

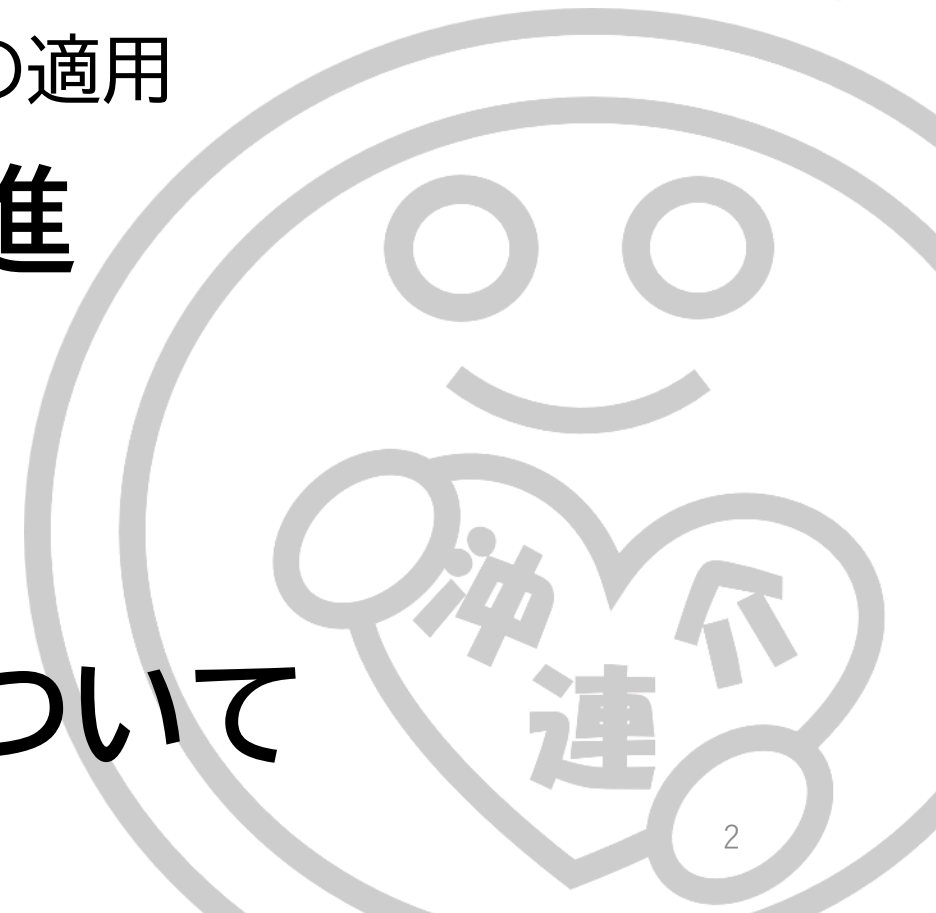
一部サービスにおける減算の適用

⑤重要事項説明の掲載

インターネット掲載・公表の義務化

⑥介護保険施設の届出義務について

外部評価・協力医療機関



①感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延防止と感染症BCPの違い

感染症の予防・まん延防止の指針と感染症BCPは目的が異なります
それぞれ作成してください。

感染症の予防・まん延防止指針

事業所における**感染症予防**、**感染症拡大防止**の基本的な方針

感染症BCP

事業所の**早期再開**、**サービスを継続**するための
具体的な計画



①感染症の予防及びまん延防止のための措置

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、次の措置を講じる必要があります。

- (1) 対策**委員会**の**設置・開催**
- (2) **感染症対策担当者**の**設置**
- (3) **指針**の**整備**
- (4) 指針に基づいた**研修、訓練(シミュレーション)**の実施



①感染症の予防及びまん延防止のための措置

(1)委員会の設置

- ・ 感染対策の知識を有する者を含む**幅広い職種**で構成してください。（テレビ電話装置等活用可）
- ・ おおむね**6ヵ月に1回**（地密介護老人福祉施設は3ヵ月に1回）（テレビ電話装置等活用可）以上定期的に開催しその結果を従業員に周知してください。



実際にあった指摘事項

年2回ではなく、6か月ごとの実施となります。



①感染症の予防及びまん延防止のための措置

(2)感染対策担当者の設置

- 構成メンバーの責任、役割分担を明確にし、**専任の感染対策担当者**を決めておいてください。

(3)指針の整備

- 感染症発生時の対応体制、職員の行動基準、連絡体制などを明記
- 職員への周知・研修を通じ、日常業務の中で感染防止の意識を定着させる



①感染症の予防及びまん延防止のための措置

(4)指針に基づいた研修、訓練(シミュレーション)

研修 定期的に年1回以上 (認知症対応型共同生活介護、地密特定施設入居者生活介護、地密介護老人福祉施設入所者生活介護は年2回以上)

新規採用時にも行う

研修の実施内容は記録に残す

訓練 定期的に年1回以上 (認知症対応型共同生活介護、地密特定施設入居者生活介護、地密介護老人福祉施設入所者生活介護は年2回以上)

実際に感染症が発生した場合を想定し、指針に基づいて実施してください。

机上または実地訓練を適切に組み合わせてください。



実際にあつた指摘事項

実際に発生した事案への対応は、訓練の実施としては取り扱いません。



②感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)

感染症及び災害に係る 業務継続計画 (BCP)

 未策定の場合、**業務継続計画未策定減算**が適用されます。

令和7年4月1日より



実際にあった指摘事項

どちらか一方しか作成していない。
感染症・災害どちらも作成が必要です。



②感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、非常態勢での業務継続・早期の業務再開を図るため、以下の措置が義務づけられました。

- (1) 感染症や災害に係る **業務継続計画の策定**
- (2) **研修**の定期的な実施
- (3) **訓練(シミュレーション)**の定期的な実施
- (4) 業務継続計画の**定期的な見直し**、**計画の変更**



②感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)

(1)業務継続計画の策定

BCPの策定内容

厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」より

	感染症	災害
平常時	<p>平時からの備え 体制構築・整備 感染症防止に向けた取組の実施防護具、消毒液等 備蓄品の確保等</p>	<p>平常時の対応 建物・設備の安全対策 ライフラインが停止した場合の 対策必要品の備蓄等</p>
発生時	<p>初動対応 第一報 感染疑い者への対応 消毒・清掃等の実施等</p>	<p>緊急時の対応 BCP発動基準 避難方法 安否確認 重要業務の継続職員の参集基準 復旧対応等</p>
協力体制	<p>感染拡大防止体制の確立 保健所との連携 濃厚接触者への対応 関係者との情報共有等</p>	<p>他施設及び地域との連携 連携体制の構築連携方法等</p>

※それぞれに対応する項目を適切に設定している場合一体的な策定が可能

感染症に係るBCP 感染症の予防及びまん延の防止のための指針
災害に係るBCP 非常災害に関する具体的計画



②感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)

(2)研修

- ・ 定期的に年1回以上
(認知症対応型共同生活介護、地密特定施設、地密介護老人福祉施設は年2回以上)
- ・ 新規採用時にも行う
- ・ 研修の実施内容は記録に残す



 **実際にあった指摘事項**

研修記録を残していない又は研修日が不明

②感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)

(3)訓練(シミュレーション)

感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるようにすることが目的です。机上訓練と実地訓練を適切に組み合わせてください。

※実際に発生した災害や感染症への対応を訓練として取り扱う事はできません

感染症BCP 研修・訓練

感染症予防・まんえん防止 研修・訓練

災害BCP 訓練

非常災害対策 訓練

※一体的な策定と実施が可能実施しましょう。

内容に応じて効果的・効率的に



②感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)

厚生労働省URL

○介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修
こちらにガイドライン、研修動画やひな形等掲載されております。ぜひともご活用ください。

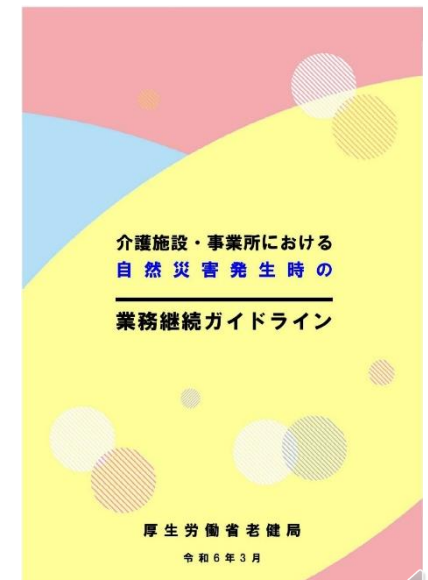
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/huku-shi-kaigo/kaigo-koureisha/douga-00002.html>

○厚生労働省「介護施設・事業所における**感染症発生時**の業務継続ガイドライン」(令和6年3月)

[001073001.pdf](#)

○厚生労働省「介護施設・事業所における**自然災害発生時**の業務継続ガイドライン」(令和6年3月)

[000749543.pdf](#)



③虐待の防止



以下の要件いずれかが講じられていない場合、**高齢者虐待防止措置未実施減算**となります。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する**委員会（テレビ電話装置等可）**を定期的
に開催。
- (2) 虐待の防止のための**指針**を整備。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための**研修**を定期的
に開催。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための**担当者**の配置。

- ・ 運営規程に「**虐待の防止のための措置に関する事項**」を定めること。
- ・ 虐待の事案については、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らないため個別の状況に応じて慎重に対応すること。実施内容については記録すること。



③虐待の防止

(1)委員会の開催(年1回以上)

☆検討項目☆

- ・虐待防止検討委員会その他の事務所内の**組織**に関すること
- ・指針の整備及び**職員研修**に関すること
- ・従業者からの**相談・報告の体制整備**に関すること
- ・虐待を把握した場合の**市町村への通報**に関すること
- ・**再発防止策**及びその効果についての評価に関すること



③虐待の防止

(2)指針

☆定めておく項目☆

- ・ 事業所における虐待の防止に関する**基本的考え方**
- ・ 虐待防止検討委員会その他の事業所内の**組織**に関する事項
- ・ 虐待の防止のための**職員研修**に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の**対応方法**に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の**相談・報告体制**に関する事項
- ・ **成年後見制度**の利用支援に関する事項
- ・ 虐待等に係る**苦情解決方法**に関する事項
- ・ 利用者に対する当該指針の**閲覧**に関する事項
- ・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項



③虐待の防止

(3)虐待防止のための研修

- ・ 定期的に年1回以上（認知症対応型共同生活介護、地密特定施設、地密介護老人福祉施設は年2回以上）
- ・ 新規採用時にも行う
- ・ 研修の実施内容は記録に残す

(4)担当者の配置

- ・ 適切に実施するための担当者を置くこと
- ・ 委員会の責任者と同一の従業者が望ましい
- ・ 指針に担当者（職名）を明記することが望ましい



④身体的拘束等の適正化の推進

小多機、看多機、認知症対応型共同生活介護
地密特定施設、地密介護老人福祉施設



身体的拘束等の適正化を図る観点から下記の項目がひとつでも満たされない場合、**身体拘束廃止未実施減算**となります。

- ・ **委員会（テレビ電話装置等可）** を定期的 to 開催。
- ・ **指針** の整備。
- ・ **研修** を定期的 to 開催。
- ・ 身体的拘束等を行う場合の **記録**

他の介護サービスについては
身体拘束廃止未実施減算のQ&A(介護保険最新情報Vol. 1345)を参照してください。

[001378290.pdf](#)



①～④資格要件一覧表を掲載しています

各項目について運営基準の一覧表をホームページに掲載しております。

また運営指導において指摘が多いため、改めてご確認をお願いいたします。

介護事業所における資格要件・運営基準一覧表

<https://www.okinawa-kouiki.jp/docs/2025012400011/>



⑤重要事項説明の掲載

 **令和7年4月1日より重要事項等のインターネット掲載・公表が義務化されました。**

重要事項等の掲載内容

- ・重要事項に関する規定(運営規程)の概要
- ・従業者の勤務体制
- ・事故発生時の対応、苦情処理の体制
- ・提供するサービスの第三者評価の実施の有無と実施日

掲載先

法人のホームページまたは
介護サービス情報公表システム(沖縄県)

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/kaigofukushi/1007256/1018690/1007314.html>



⑤重要事項説明の掲載

実際にあった指摘事項

(1) 第三者評価の実施（居宅介護支援を除く）

- ・ 第三者評価の実施について、重要事項等に未記載のケースが多いため、実施の有無について記載してください。
- ・ 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

(2) 苦情相談窓口

令和6年4月1日より課名が変更になっています。

沖縄県介護保険広域連合 **計画推進課 指導係**

電話 098-911-7502

受付時間 8：30～17：15（土日祝、慰霊の日、12/29～1/3を除く）



⑥外部評価に関する提出

対象サービス

認知症対応型共同生活介護

グループホームにおかれましては、外部評価を実施後、その結果を所在する市町村へ提出して下さい。

なお、結果の内容については、各市町村担当窓口等、利用者が閲覧しやすい場所に掲示するものとします。

提出書類：自己評価および外部評価結果

対 象：認知症対応型共同生活介護

提出先：事業所所在の市町村

提出期限：毎年4月末まで

詳細は広域連合ホームページをご確認下さい。

[認知症対応型共同生活介護に係る外部評価結果の提出について](#)



⑥協力医療機関に関する届け出

対象サービス

認知症対応型共同生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

令和6年度介護報酬改定に関する通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」において、**1年に1回以上**、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等について、指定・許可を行った自治体へ届出が必要となりました。

提出書類：協力医療機関に関する届出書

対 象：認知症対応型共同生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

提出先：沖縄県介護保険広域連合 計画推進課 指導係

提出期限：**年1回提出**



様式は広域連合ホームページよりダウンロードして下さい。

[協力医療機関に関する届出について](#)



受講終了後は・・・

受講報告をお願いします。

受講報告は、集団指導案内のメール、ホームページに記載しているURLから回答フォームにお進みください。

URL→<https://forms.gle/WnRevdsy9AHsRFto8>

受講報告期限 12月19日（金）まで

